

5-11 走行装置

5-11-1 性能要件（視認等による審査）

- (1) 自動車の走行装置（空気入ゴムタイヤを除く。）は、強度等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、堅ろうで、安全な運行を確保できるものでなければならない。この場合において、次に掲げるものはこの基準に適合しないものとする。（保安基準第9条第1項関係、細目告示第167条第1項及び第2項）
- ① ハブボルト、スピンドル・ナット、クリップボルト、ナットに緩み若しくは脱落があるもの又は割ピンの脱落があるもの（細目告示第167条第2項第1号）
 - ② 複輪用ホイールを取付けているアウター・ナット及びインナー・ナットについて、点検ハンマによる打音を比較したときに、音色の明らかに異なるナットが混入しているもの
 - ③ ホイール・ベアリングに著しいがた又は損傷があるもの（細目告示第167条第2項第2号）
 - ④ アクスルに損傷があるもの（細目告示第167条第2項第3号）
 - ⑤ リム又はサイドリングに損傷があるもの（細目告示第167条第2項第4号）
 - ⑥ サイドリングがリムに確実にはめこまれていないもの（細目告示第167条第2項第5号）
 - ⑦ 車輪に著しい振れがあるもの（細目告示第167条第2項第6号）
 - ⑧ 車輪の回転が円滑でないもの（細目告示第167条第2項第7号）
- (2) 軽合金製ディスクホイールであって、次に掲げるマークが鑄出し又は刻印により表示されており、かつ、損傷がないものは、(1)の「堅ろう」であるものとする。（細目告示第11条第1項、細目告示第89条第3項関係）
- ① 専ら乗用の用に供する自動車（乗車定員11人以上の自動車、二輪自動車及び側車付二輪自動車を除く。）、二輪自動車、側車付二輪自動車又は車両総重量3,500kg以下であり、かつ、最大積載量が500kg以下の普通自動車、小型自動車及び軽自動車（専ら乗用の用に供する乗車定員10人以下の自動車、二輪自動車及び側車付二輪自動車を除く。）である場合、細目告示別添2「軽合金製ディスクホイールの技術基準」に基づくJWLマーク
 - ② 専ら乗用の用に供する自動車（二輪自動車及び側車付二輪自動車を除く。）又は普通自動車、小型自動車及び軽自動車（専ら乗用の用に供する自動車、二輪自動車及び側車付二輪自動車を除く。）である場合、細目告示別添2「軽合金製ディスクホイールの技術基準」に基づくJWL-Tマーク
 - ③ 自動車製作者を表すマーク（自動車製作者が当該自動車を製作する際に設定したホイールに限る。）
 - ④ 専ら乗用の用に供する自動車（乗車定員11人以上の自動車、二輪自動車及び側車付二輪自動車を除く。）又は車両総重量4.54t以下の普通自動車、小型自動車及び軽自動車（専ら乗用の用に供する乗車定員10人以下の自動車、二輪自動車及び側車付二輪自動車を除く。）である場合、米国自動車技術協会が定めるSAEマーク（SAE J2530の鑄出し又は刻印等）
 - ⑤ 自動車製作者が当該自動車を製作する際に設定したホイールであり資料等により自動車製作者が付したことが明らかな記号等
- (3) 自動車の空気入ゴムタイヤは、堅ろうで、安全な運行を確保できるものとして強度、滑り止

めに係る性能等に関し、視認等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。（保安基準第9条第2項関係）

① 自動車用タイヤに負荷しうる荷重は、自動車の積車状態における軸重を当該車軸に係る輪数で除した値が、タイヤの負荷能力以下であること。（細目告示第167条第4項第1号関係）

② ①の場合において、タイヤの負荷能力は、次により算定した値とする。

ア 当該タイヤに表示されたロードインデックスに応じ、別表6「ロードインデックスに対応する負荷能力」の負荷能力欄に掲げる値とする。

イ ロードインデックスが表示されていないタイヤにあつては、アの規定にかかわらず、当分の間、社団法人日本自動車タイヤ協会の「日本自動車タイヤ協会規格」（JATMA YEAR BOOK）における「空気圧－負荷能力対応表」に規定する最大負荷能力等のタイヤ製作者が指定する最大負荷能力とすることができるものとする。

ウ 大型特殊自動車であつて、当該自動車の車両構造上の最高速度がタイヤの速度記号に対応する最高速度又はタイヤ製作者が定める基準速度を上回っているものにあつては、ア又はイの規定にかかわらず、ア又はイにより算定した負荷能力に「日本自動車タイヤ協会規格」（JATMA YEAR BOOK）に定める使用速度に応じた係数を乗じた値等のタイヤ製作者が定める値（端数処理の方法は、タイヤ製作者が定める方法とする。以下5-11において同じ。）とする。

エ 5-9-1(2)の速度制限装置又は5-10の速度抑制装置が備えられている自動車等、当該自動車の車両構造上の最高速度がタイヤの速度記号に対応する最高速度又はタイヤ製作者が定める基準速度を下回っている自動車（専ら乗用の用に供する自動車であつて乗車定員10人未満の自動車、車両総重量が3.5t以下の被牽引自動車及び二輪自動車、側車付二輪自動車を除く。）にあつては、次により算定することができるものとする。

(7) 指定自動車等のうち、トラック、バス及びトレーラ用タイヤを装着した自動車（大型特殊自動車を除く。）にあつては、アにより負荷能力を算定するものに限り、アにより算定した負荷能力に別表7「異なる速度における負荷能力」のロードインデックスの変化欄に掲げる変化率を乗じた値を加算した値（少数第1位を四捨五入したのち、整数第1位を二捨三入又は七捨八入により0又は5に丸める。）とする。

(イ) 指定自動車等のうち大型特殊自動車及び指定自動車等以外の自動車にあつては、ア又はイにより算定した負荷能力に「日本自動車タイヤ協会規格」（JATMA YEAR BOOK）に定める使用速度に応じた係数を乗じた値等のタイヤ製作者が定める値とする。

オ 乗用車用タイヤを貨物自動車に装着した場合又はトラック、バス及びトレーラ用タイヤを乗用自動車に装着した場合であっても、ア、イ及びエに掲げる方法により算定するものとする。

③ 接地部は、滑り止めを施したものであり、滑り止めの溝（最高速度40km/h未満の自動車、最高速度40km/h未満の自動車に牽引される被牽引自動車、大型特殊自動車及び大型特殊自動車に牽引される被牽引自動車に備えるものを除く。）は、タイヤの接地部の全幅（ラグ型タイヤにあつては、タイヤの接地部の左右の最外側から中心方向にそれぞれ全幅の4分の1）にわたり滑り止めのために施されている凹部（サイピング、プラットフォーム及びウエア・インジケータの部分を除く。）のいずれの部分においても1.6mm（二輪自動車及び側車付二輪自動車に備えるものにあつては、0.8mm）以上の深さを有すること。この場合において、滑り

止めの溝の深さについての判定は、ウエア・インジケータにより判定しても差し支えない。

なお、いわゆるリグリーブタイヤ（㊟マークが付されたトラック、バス及びトレーラ用タイヤであって、タイヤの滑り止めの溝の再溝切りが可能である旨の表示（「REGROOVABLE」の文字又は次の図に示す記号）が付されたタイヤをいう。）にあつては、再溝切り後において滑り止めの溝の深さの基準に適合すればよい。（細目告示第167条第4項第2号関係）

（図）



④ 亀裂、コード層の露出等著しい破損のないものであること。（細目告示第167条第4項第3号）

⑤ タイヤの空気圧が適正であること。（細目告示第167条第4項第4号）

(4) タイヤ・チェーン等は走行装置に確実に取り付けることができ、かつ、安全な運行を確保することができるものでなければならない。この場合において、タイヤに装着されていないタイヤ・チェーンについては、審査を省略することができる。（保安基準第9条第3項関係）

5-11-2 欠番

5-11-3 欠番

5-11-4 適用関係の整理

4-11-4の規定を適用する。